

令和 2 年 度 事 業 計 画

本会は、加盟団体の組織活動を推進し、障害者福祉の向上を目指すとともに、障害者の社会参加推進に関する事業を行い、障害者に対する社会の理解を深め、「共生社会」の実現を目指す。

I. 身体障害者の福祉増進に関する事業 <継続事業>

多くの身体障害者における福祉制度の充実を目指すため、身体障害者の福祉団体の活動を推進するとともに、障害者関係団体等との連携のもと、行政等関係機関への要望活動を行い、身体障害者の福祉増進を図るため、次の事業を実施する。

1. 身体障害者の福祉増進事業

各関係機関との連絡調整を密にし、行政等関係機関への要望を行うことにより、身体障害者の福祉制度の充実並びに福祉増進に努める。

- (1) 日本身体障害者団体連合会の諸会議への出席
- (2) 日本身体障害者福祉大会への参加
- (3) 中四国ブロックの諸会議への出席
- (4) 山口県総合社会福祉大会への参加
- (5) 要望等に関する諸会議への出席

2. 身体障害者の功労者への表彰に関する事業

障害者福祉事業に功績のあった者及び自己の障害を克服し自立更生をしたものであって、真に他の模範となるものを顕彰し、その功績を称えるとともに他の障害者の励みとし、併せて社会に対する障害者の認識を深め、障害者の福祉向上に寄与するため、以下の表彰における推薦及び表彰を行う。

- (1) 日本身体障害者福祉大会における会長表彰の推薦
- (2) 山口県総合社会福祉大会における本会会長表彰

II. 共生社会の推進に関する事業 <公益事業>

障害者団体及び関係団体等と連携を密にして社会参加促進施策を実施し、多くの県民に障害を正しく理解して頂き、障害の有無に関係なく地域社会の中でいきいきと充実した生活がおくられるよう「共生社会の実現を目指す」ことを目的とした次の事業を実施する。

1. 障害者の社会参加推進のためのセンターの運営事業

障害の有無にかかわらず誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進することを目的とする山口県障害者社会参加推進センターを設置・運営する。

山口県障害者社会参加推進センター運営事業<県委託事業>
社会参加推進協議会の開催 1回(3月)
円滑な推進センターの運営を図るため、企画・立案を行う。

2. 障害者等を対象とした相談事業

障害者やその家族等からの相談に応じるホットラインの運営により、障害者の社会参加に対する支援を行う。

(1) 障害者110番運営事業<県委託事業>

障害者の多種多様な相談について、障害者本人や家庭などの心配ごとや悩みごとの相談に応じる「障害者ホットライン」を開設する。

<主な内容>

ア. 利用時間 月・火・木・金曜日 10時～16時

※ 水・土・日曜日・祝日

夏季(8/13～15)・年末年始(12/29～1/3)は休み。

イ. 相談方法 電話、来所、手紙(FAX含む)、メール等

3. 障害者の社会参加推進のための研修会・講座等の開催

障害者等を対象とした、芸術活動支援講座や生活訓練講座等を開催することにより、障害者の生活の質の向上及び社会参加の促進を図る。

また、身体障害者相談員等、障害者の社会参加を支援する者を対象とした研修会等を開催し、障害者の社会参加の支援を行う。

(1) 障害者芸術文化祭の開催<県補助事業>

障害者の文化・芸術活動の振興及び社会参加の推進のため、障害者が制作した作品の展示や障害者による演劇等の舞台活動等、総合的な文化祭を作品展とステージ部門に分けて開催する。

(2) 障害者わくわく体験・ステップアップ講座の開催<共同募金配分金事業>

日常生活において自信を持った豊かな生活が送れるとともに、障害者の自立と積極的な社会参加の促進を目的として、気軽に参加できる体験型やステップアップを目指した講座や大会を開催する。

ア. 囲碁・将棋・オセロ大会

イ. カラオケ大会

ウ. 料理

エ. 書道

オ. 写真

(3) 身体障害者相談員研修会開催<県委託事業>

市町長等より委嘱された身体障害者相談員を対象に、地域で生活している障害者を支援し得るよう相談対応能力の向上と相談員間の連携を図るため、研修会を開催する。

(4) 障害者文化芸術活動相談支援事業<県委託事業>

障害者のある人のいきがいと活躍できる地域社会の実現を図るため、障害者本人や障害者施設等による文化芸術活動への取組を支援する。

4. 障害者の社会参加推進のための福祉サービス

鉄道等の各種割引サービスの取扱業務を通じて、障害者の外出機会増加を図り、障害者の社会参加の促進を図る。

J R ジパング倶楽部「特別会員」取扱業務

上部団体である日身連と J R 東日本の合意のもと実施している当制度を利用することで、社会参加（外出の機会が増える等）が図れるため、取扱業務を実施する。

5. 障害者福祉に係る啓発広報<共同募金配分金事業>

障害者をはじめ、一般県民、事業者、関係機関等を対象に、ホームページ等での障害者の社会参加に関する情報提供、「障害者週間」等の周知啓発等を通じて、障害者の社会参加の促進への理解を深める。

- (1) ホームページの公開
- (2) 会報“維新の郷”の発行 2回（9月、1月）
- (3) 「障害者週間」（12月3日～9日）・「障害者の日」（12月9日）の啓発
- (4) 各関係機関に対する情報提供

III. その他事業

事業経費に充てるため、次の事業を行う。

- (1) にっしんれん収益事業に係る協力
- (2) 麺類等の販売促進
(島手そうめん株式会社、株式会社山一、株式会社堀内八郎兵衛)
- (3) 自動車共済の加入促進（山口県中小企業共済協同組合）

IV. 本会運営に関する事業等

- (1) 総会を次のとおり開催する。
定時総会 5月
- (2) 理事会を次のとおり開催する。
2回（4月、2月）
- (3) 正副会長会議を次のとおり開催する。
2回（4月、2月）
- (4) 公益目的支出計画完了確認請求書等の提出
法律の定めにより、公益目的支出計画完了確認請求書を作成し行政庁（県）への提出を行う。
- (5) 本会の運営に係る検討